平成２１年（フ）第１０７００号
千葉県木更津市中央３丁目10―14―Ｂ７
破産者　南條　正樹（旧姓中島）
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１７号
東京都江戸川区上篠崎１―10―６―319、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目６―35
破産者　村上　貴洋
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７６３号
埼玉県草加市金明町317番地７
破産者　三田寺貴金属株式会社
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７６４号
東京都港区白金４丁目２―８―110
破産者　三田寺常雄
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７６５号
東京都中央区銀座７丁目13番４号
破産者　有限会社ポップライフ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９６号
東京都荒川区町屋８丁目４番８号
破産者　有限会社ケイトゥーワイプロジェクト
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０４６号
宮城県仙台市青葉区北根３丁目18―12―401
破産者　高橋　誠治
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４１３号
茨城県桜川市真壁町桜井７―２
破産者　大森　裕行
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９３１号
長野県小諸市大字耳取2058―２
破産者　小林　政之
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１３号
東京都足立区椿２丁目27―10―401、開始決定時の住所東京都足立区江北７丁目22―６―201
破産者　菊池　浩一
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０２３号
東京都港区虎ノ門１―５―16　晩翠ビル２階
破産者　株式会社リドロックジャパン
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０２４号
千葉県松戸市下矢切200
破産者　中楯　紀子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３１７号
東京都小金井市貫井南町３丁目12―９
破産者　平林　忠雄
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１８３号
埼玉県草加市小山２―１―37、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区勝どき６丁目３番１―5219号
破産者　株式会社ＰＩＮＥＢＯＯＫ．ＣＯＭ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９３号
東京都品川区西五反田６丁目25番11号
破産者　株式会社矢沢建築設計室
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３９４号
神奈川県横浜市磯子区岡村５丁目21―21―608
破産者　矢澤　幸司
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４７１号
千葉県茂原市六ツ野4104番地
破産者　有限会社一ツ箸
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６６８号
神奈川県横浜市都筑区牛久保西２丁目22―６ビューヒルズＢ―２
破産者　青山晨太郎
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６６９号
東京都渋谷区道玄坂１丁目22番８号５階
破産者　Ｂ．Ｏ．Ｓ．Ｓ―ＪＡＰＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６７０号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目37―10―402
破産者　柳渕　俊男
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６７４号
東京都渋谷区恵比寿３丁目40番８号　グレンパーク恵比寿103、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山５丁目12番４号
破産者　有限会社アリコ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部